

受付番号	種目番号	連絡先	委託担当	ふりがな	まつぞの
			資源循環局	担当者名	松園
			業務課資源化係	電話	671-3819

設 計 書

1 委託名 乾電池運搬及び再資源化業務委託

2 履行場所
 保管場所 横浜市資源循環局神明台処分地内保管倉庫
(横浜市泉区池の谷3949番地)
 処理施設 受託者施設

3 履行期間
 又は期限 期間 令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで
 期限 令和 年 月 日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現場説明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委託概要
横浜市が分別収集し、本市保管施設において容器保管する乾電池を引
取り、受託者の処理施設まで安全かつ確実に運搬し、乾電池の再資源化
を図るものである。

8 部 分 払

する(12回以内)

しない

部分払の基準

業 務 内 容	履行予定月	数 量 (概算数量)	単 位	単 価	金 額 (概算金額)
乾電池運搬及び再資源化	4～3月	(321)	t		

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額
 ※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

委託代金額

内 訳

業 務 価 格

.....

消費税及び
地方消費税相当額

.....

委 託 内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価(円)	金 額(円)	摘 要
乾電池運搬及び再資源化		(321)	t			
計						
消費税及び地方消費税相当額						
委託代金額						

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

横 浜 市 資 源 循 環 局

乾電池運搬及び再資源化業務委託仕様書

1 委託概要

本委託は、横浜市（以下「本市」という。）が市内において分別収集した乾電池を、本市保管施設で保管する容器ごと引取り、受託者の処理施設まで安全かつ確実に運搬し、乾電池の再資源化を図るものである。

2 履行場所

(1) 保管場所

横浜市資源循環局神明台処分地内乾電池保管倉庫（横浜市泉区池の谷 3949 番地）

(2) 処理施設

受託者施設

3 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 履行日

本市施設において引取りを行う日は原則として月曜日から金曜日とする。（12月31日から1月3日までを除く。）

ただし、業務上必要な場合は、本市の指示により履行日を変更することがある。その場合、受託者は本市の指示に従わなければならない。

5 予定数量（概算）

321 トン

なお、搬入量の増減により、実際の業務量は異なることも想定される。搬入量の増減が生じた場合、受託者は本市の指示に従い、適切に対応しなければならない。

6 引取り業務

(1) 履行対象物

本委託に係る履行対象となる乾電池は、本市域内の家庭等から排出され、本市が収集した乾電池のうち、前履行期間(前年度)の最後の搬出日以降に本市保管場所に搬入されたものから、原則として履行期間(本年度)の最後の搬出日までに搬入されたものまでとする。なお、内容物の品質・混入物に対する異議及び返却等は一切認めないものとする。

(2) 引取り

ア 受託者は、本市保管場所における乾電池の保管状況に応じ、遅滞なく乾電池の引取りを行わなければならない。

乾電池の引取り(回収)頻度については、事前に本市と調整するものとする。また、本市は受託者に対して早めに連絡するよう努めるとともに、本市から引取り(回収)の指示があった場合には、速やかに対応するよう努めなければならない。

イ 受託者は、本市保管場所における乾電池の運搬車両への積み込み作業については、原則として本市職員立会のもとに行い、その指示に従わなければならない。

ウ 受託者は、円滑かつ安全な引取り作業及び運搬等が行えるよう、本市との連絡調整を十分に行わなければならない。

(3) 人員、機材等

ア 受託者は、本市保管場所からの乾電池の引取りに必要な人員・機材・車両等を、受託者の責務において履行期間前に調達し、支障なく業務を実施しなければならない。

イ 受託者は、車両その他の機材等のうち、その運転操作等に資格を必要とする業務については、必ず各資格の有資格者に運転操作等を行わせなければならない。

資格を保有しない者が資格を必要とする業務に従事した場合の責は受託者が負うものとする。

ウ 本市保管場所における引取りでは、本市が所有する下記仕様のフォークリフトを使用することができることとする。なお、フォークリフトの仕様については、交換・故障等に変更する場合がある。

委託者保有フォークリフトの仕様

- ・トヨタL&F 02-8FD25
- ・最大荷重 2.5 トン
- ・ディーゼルエンジン
- ・3mマスト
- ・フォーク長 1,070mm

エ 受託者の業務従事者が前号のフォークリフトを操作する際には、フォークリフトの鍵を直接本市職員から受け取り、本市職員の指示に従うとともに、フォークリフトを安全かつ適切に操作しなければならない。過度にスピードを出す、アクセルを吹かす、本市職員の指示が無いにも関わらずフォークリフトの鍵を扱う、フレコン運搬時にフォークの位置を過度に上げる等の行為をしてはならない。

また、受託者の業務従事者は前号のフォークリフトの操作終了時には、フォークの位置を地面に接するように置き、ギア及び前進後進レバーをニュートラルにし、フォークリフトの鍵を直接本市職員に渡さなければならない。

オ 受託者の業務従事者が本市職員の指示に従わず、当該フォークリフトを粗雑に扱ったり、危険な操作等を行った場合には、受託者は本市からの報告に基づき、業務従事者に対し必要な指導を行わなければならない。

カ 受託者は、最大積載量 10 トン以上かつ神明台処分地に設置してある下記仕様の計量器によって計量が可能な車両を引取りに使用しなければならない。

計量可能重量：総重量 30 トンまで

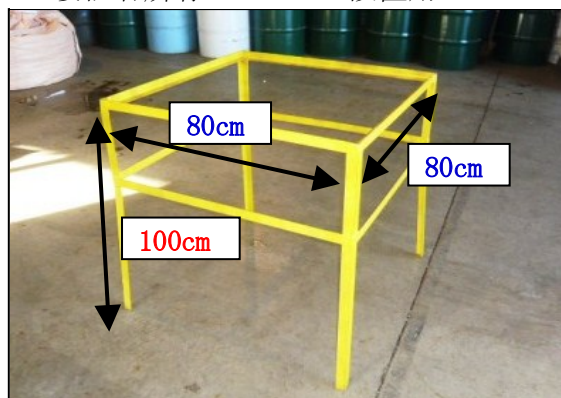
計量台寸法：縦 8.0m、横 3.0m、高さ 3.3m

(4) 乾電池の保管・運搬用容器

ア 本委託に係る乾電池の保管・運搬用容器は、耐荷重1 tフレキシブルコンテナバッグ(以下「フレコン」という。)を使用するものとし、そのフレコンは受託者が受託者の費用において用意及び保管場所に納品しなければならない。

イ 受託者が用意するフレコンは、原則として本市が乾電池を搬入するため設置しているフレコン設置用フレームの型枠(横幅80cm 四方、高さ100cm)に対応するものとしなければならない。

■ 委託者所有のフレコン設置用フレーム



【参考】 現在使用中のフレコンの仕様
丸型・投入口全開タイプ・排出口無
用途：建築廃材等
材質：ポリプロピレン
底直径×高：1100mm φ × 1050mm

■ フレームのフレコン設置状態



ウ 受託者は、予定数量に必要な枚数を受託者の責において想定し、必要なフレコンの枚数を用意及び保管場所へ納品するものとする。

エ 受託者は、本委託の履行期間開始7日前までに、少なくとも履行期間開始後3か月の間に必要となるフレコンの枚数を保管場所に納品しなければならない。

オ 受託者は、フレコンの搬入時期及び搬入枚数について本市と十分調整を行うものとし、フレコンを搬入する際には、その日時を事前に本市に連絡しなければならない。

また、本市がフレコンの追加納品を求めた場合には、受託者は速やかに納品するよう努めなければならない。

カ 受託者は、本市の乾電池保管業務に支障をきたさないようフレコンを折り畳んだ状態で納品しなければならない。

キ 受託者が納品したフレコンが、本委託の履行期間終了後に残った場合の取扱いについては、受託者の負担により引き取るものとする。

(5) 乾電池の計量及び処理量の確定

ア 乾電池の処理量は、受託者が本市保管場所から引取る際に、神明台処分地に設置してある計量法(平成4年5月20日法律第51号)の規定に基づく特定計量器を使用し、車両ごとに空車重量と積載重量をそれぞれ量り、積載重量から空車重量及び搬出するフレコンの重量(1枚あたり2キログラムとして換算)を差し引いた数量を

もって確定する。なお、数量の確定に際しては、本市及び受託者双方で確認を行うものとする。

イ 受託者は、前号の作業を必ず同日中に行い、計量方法については各施設の指示に従わなければならない。

ウ 計量結果である計量伝票は、本市が作成する搬出確認書に貼付して、受託者に引き渡すので、受領して必ず保管しなければならない。

なお、搬出確認書の用紙は、事前に本市が用意して受託者へ渡すものとし、受託者は、計量する際に必要事項を記入した搬出確認書を神明台処分地計量棟の職員へ提出するものとする。

エ 受託者の運転手及び作業員は、必ず車両及び計量器から降りた状態で計量しなければならない。

オ 受託者は、本委託に係る乾電池とそれ以外のものを混載して計量し、運搬してはならない。

カ 計量の結果、受託者の運搬車両の車両総重量または最大積載量を超えた場合、本市職員の指示に基づき、フレコンの積み下ろしまたはフレコンの入れ替え作業を行うものとし、受託者は、本市職員からの指示に従わなければならない。

(6) 引取り時間

本市保管場所からの引取りについては、空車重量及び積載重量の計量を含め9時30分から12時00分まで及び13時00分から15時30分までとする。

ただし、引取り時間(空車重量及び積載重量の計量を含む。)は本市からの指示により変更になる場合もあり、その場合には、受託者はその指示に従わなければならない。

(7) その他

受託者は、運搬途中に乾電池が漏出しないよう、引取りを行うフレコンの投入口の閉口を確認するとともに、安全な運搬を行うために必要な措置を行うものとする。また、受託者は乾電池の運搬中等にフレコンが風雨等にさらされないよう、必要に応じてシートをかけるなどの措置を講じなければならない。

7 運搬及び再資源化業務

(1) 運搬及び再資源化計画

ア 受託者は、契約締結後、運搬ルート及びリサイクル方法を明記した再資源化計画(様式は任意)を本市に提出しなければならない。

イ 受託者は、乾電池引取り後、原則として1か月以内に乾電池の再資源化を完了するように努めなければならない。

(2) 経路

受託者は、乾電池を引取り又は運搬にあたり、最も安全かつ効率的な経路を選定するとともに、自動車事故の防止を図るため、道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)等関係法令を遵守しなければならない、違反したことにより生じる損害及び責任は全て受託者が負うものとする。

(3) 保管場所への搬出入

受託者の運搬車両の本市保管場所である神明台処分地への搬入・搬出ルートについ

ては、別添のとおり本市が指示する経路に従って搬出入するとともに、神明台処分地内では、その制限速度を遵守し、他の車両等の走行に十分注意するとともに、本市及び、神明台処分地管理者の指示に従わなければならない。

(4) 運搬上の注意

受託者の運搬車両は、騒音、振動等により、受託者は運搬経路周辺の住環境に支障をきたさないように十分注意しなければならない。

(5) 処理上の注意

受託者は、乾電池の処理作業を屋内において実施することとし、騒音・振動・飛散及び土壤汚染等を防止するために必要な措置を構じなければならない。

また、受託者は市街化調整区域内に規制されている建物が設置されている処理施設など、違法な施設や機材などを使用してはならない。

(6) その他

受託者が契約期間内に乾電池を引き取ることができないとき、本市はこれを他に移動し、又は保管を委託することができるものとする。

また、この場合に要した費用は受託者の負担とする。

8 年末年始等の対応

年末年始等、排出量が増加する時期や、突発的に排出量が増加した場合には、受託者は本市の指示に従い、運搬車両を増やすなどの対応を図り、遅滞なく回収を行うこと。

9 提出書類

(1) 契約履行着手届出書

受託者は、7(1)に定める運搬及び処理計画の提出をもって、廃棄物処理委託契約約款第3条に規定する契約履行着手届出書に替えるものとする。

(2) 使用運搬車両届出書

受託者は、引取りに使用する車両の車両番号・車種等を記載した「使用運搬車両届出書(様式3)」を履行期間開始日の7日前までに本市に提出すること。また、記載内容に変更があった場合は、「使用運搬車両変更届出書(様式4)」を速やかに本市に提出すること。

(3) 作業従事者届出書

受託者は、円滑な業務執行が可能な作業員等を常時確保するとともに、必要事項を記載した「作業従事者届出書(様式5)」を履行期間開始日の7日前までに本市に提出すること。また、記載内容に変更があった場合は、「作業従事者変更届出書(様式6)」を速やかに本市に提出すること。

(4) 乾電池処理実施報告書

受託者は毎月、「乾電池リサイクル実施報告書(様式7)」を翌月の末日までに本市に提出すること。

10 作業報告書及び確認

(1) 業務日報

受託者は、作業当日の受入業務実施状況を「乾電池運搬及び再資源化業務委託業務

日報(様式1)」に記載し、本市が発行した計量伝票の写しとともに、ファクシミリ等により作業当日の3日後までに本市に送付すること。また、原本については、翌月の7日までに本市に提出しなければならない。

(2) 業務月報

受託者は、履行月分の受入業務実施状況を「乾電池運搬及び再資源化業務委託業務月報(様式2)」に記載し、原本を翌月の7日までに本市に提出しなければならない。

(3) 乾電池用フレコン納品・使用数等報告書

受託者は、履行月分のフレコンの納品枚数や使用枚数等の状況を「乾電池用フレコン納品・使用数等報告書(様式8)」に記載し、翌月の7日までに本市に提出しなければならない。

(4) 委託業務履行完了部分検査申請書

受託者は、廃棄物処理委託契約約款第32条第3項の規定に基づき、履行月分の「委託業務履行完了部分検査申請書(様式9)」に必要事項を記載し、翌月の7日までに本市に提出しなければならない。

(5) 履行確認

本市は、少なくとも年に1回は受託者施設において本委託に係る乾電池の処理に係る履行確認を行い、また、必要であると認めた場合には、受託者の処理施設及びその関連施設等への立入検査、事情聴取、書類審査、その他報告書及び資料の提出等を求めることができる。この場合、受託者は本市の指示に従い速やかに、かつ誠実に対応しなければならない。

(6) その他

その他、本市が本委託の履行に関して、受託者に対し必要な報告等を求めた場合には、受託者は本市の指示に従い、誠実かつ速やかに報告等の対応をしなければならない。

11 事前準備及び業務の引継

(1) 事前準備

受託者は、履行期間開始日に先立ち、本委託の業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。また、本業務を遂行するために許認可や機材、設備等が必要となる場合は、受託者の責任及び費用において準備しなければならない。

なお、受託者は、本委託の業務に先立ち必要がある場合には、履行期間開始日前に、本市保管場所等の視察を本市に対し申し出ることができる。

(2) 継続性の確保

受託者は、本委託の業務の開始または終了にあたり、本市その他関係者との連絡調整を十分に行い、本業務の継続性を妨げないよう適切かつ誠実に対応しなければならない。

12 守秘義務

受託者は業務上知り得た情報を漏らしてはならない。また、受託者が業務上知り得た情報等について、受託者は漏えいや盗難、滅失、き損その他の事故を防止するための安全措置を講じるほか、秘密保持に関して必要な措置を講じなければならない。

13 緊急事態発生時の対応

- (1) 受託者は、本市と協議の上、緊急連絡網を作成し、緊急時に迅速に対応できるよう危機管理対策に努めること。
- (2) 受託者は、地震、台風等による災害発生時等の緊急事態（以下、「緊急事態」という。）であっても、業務従事者を招集できる体制を確立しておくこと。
- (3) 受託者は、緊急事態が発生した場合の収集運搬作業等については、本市の指示に従うこと。特に市内で震度5強以上を観測した場合には、速やかに業務課に連絡することとし、業務従事者の安否状況、収集運搬車両の被害状況、収集運搬状況及び受託者自身の会社運営状況等の報告を求められた際にも対応できるよう情報を把握しておくこと。

14 契約の解除

本市は、受託者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反し一般廃棄物について行政処分を受けた場合、契約を解除することができる。

15 適用文書

受託者は、本業務を遂行するにあたり、別記「廃棄物処理委託契約約款」を遵守しなければならない。

16 その他

- (1) 本委託の履行期間内の契約単価の変更は原則として行わないものとする。また、履行本仕様の記載事項及び関係書類、関連法令等に対する受託者からの異議は一切認めないものとする。
- (2) 受託者は、本契約に係る各種報告書や計量伝票を本契約の履行期間後5年間保管しなければならないものとする。また、本市から、当該情報の開示を求められたときは、本契約期間終了後であっても遅滞なくその要請に応じなければならない。
- (3) 受託者は、事故及び労働災害が発生した場合は、別添「事故における対応について」に基づき適切に対応するとともに、過失割合にかかわらず関係者に対して誠意を持って対応しなければならない。

乾電池運搬及び再資源化業務委託 業務日報

横浜市契約事務受任者

住所

名称

代表者職氏名

印

令和 年 月 日 ()

	搬出時間 (保管場所)	搬入時間 (処理施設)	積載重量 (kg)	空車重量 (kg)	搬出フレコン (袋)	受入量 (kg)
1	:	:				
2	:	:				
3	:	:				
4	:	:				
5	:	:				
合計						

乾電池運搬及び再資源化業務委託 業務月報

横浜市契約事務受任者

住所

名称

代表者職氏名

印

令和

年

月分

	日	曜日	搬出台数	受入量(kg)	
					フレコン袋数
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

令和 年度 累計

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
受入量						
フレコン袋数						
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
受入量						
フレコン袋数						

令和 年 月 日

使用運搬車両届出書

横浜市契約事務受任者

住 所

名 称

代表者職氏名

印

使用運搬車両について、次のとおり届出致します。

契約名	乾電池運搬及び再資源化業務委託			
使用車両（下記の枠に記載）				
車両番号	車 種	車両総重量	最大積載量	備 考

※「自動車検査証」の写しを添付すること。

令和 年 月 日

使用運搬車両変更届出書

横浜市契約事務受任者

住 所

名 称

代表者職氏名

印

使用運搬車両について、次のとおり変更を届出いたします。

契約件名	乾電池運搬及び再資源化業務委託			
使用車両（下記の枠に記載）				
車両番号	車 種	車両総重量	最大積載量	備 考

※変更した部分の「自動車検査証」の写しを添付すること。

※既に提出している使用運搬車両届出書(様式3)の記載事項をすべて記載した上で、備考欄に変更項目(追加、削除等)が分かるように記載すること。

令和 年 月 日

作業従事者届出書

横浜市契約事務受任者

住 所

名 称

代表者職氏名

印

作業従事者について、次のとおり届出致します。

契約件名		乾電池運搬及び再資源化業務委託		
	作業従事者（下記の枠に記載）			
担当業務	職 種	氏 名	年齢	保 有 資 格
例) ドライバー兼 フォークリフト運転手	〇〇(株)△△営業所	〇〇 △△	〇〇	

※氏名はフルネームで記入のこと。

※フォークリフト等構内作業に使用する機材で資格等を必要とするものは、その資格名を明記するとともに、それを証明する修了証等の写しを添付すること。

令和 年 月 日

作業従事者変更届出書

横浜市契約事務受任者

住 所

名 称

代表者職氏名

印

作業従事者について、次のとおり変更を届出いたします。

契約名	乾電池運搬及び再資源化業務委託				
作業従事者（下記の枠に記載）					
担当業務	職 種	氏 名	年齢	保 有 資 格	備 考
例) ドライバー兼 フォークリフト運 転手	〇〇(株)△△営業 所	〇〇 △△	〇〇		

※氏名はフルネームで記入のこと。

※フォークリフト等構内作業に使用する機材で資格等を必要とするものは、変更した部分の修了証等の写しを添付すること。

※既に提出している作業従事者届出書(様式5)の記載事項をすべて記載した上で、備考欄に変更項目(追加、削除等)が分かるように記載すること。

乾電池リサイクル実施報告書

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

次のとおり資源化しましたので、仕様書の規定に基づき報告します。

(受託者)

住 所

名 称

代表者職氏名

印

令和 年 月分

契約件名 乾電池運搬及び再資源化業務委託

品名	①出荷先事業者(受託者が出荷した先) ※ ①の事業者で製品化されている場合は、②を省略し③へ	②出荷先事業者 (①事業者が出荷し、製品化されるまでの流れ)	③製品化の内容	④資源化できないもの の割合及び処理方法
記入例 鉄スクラップ	事業者名：〇〇〇〇(株)△△工場 所在地：横浜市□□区××町1234番地 出荷量：123.45 t (売却、引渡し、その他など)	・株式会社△△(問屋) → ××製鉄所 → 製品化 ・□□株式会社(商社) → 〇〇国へ輸出 → 製品化	鉄筋などの鋼材、 その他鉄製品等	割合：5% 処理方法：埋立
	事業者名： 所在地： 出荷量：			
	事業者名： 所在地： 出荷量：			
	事業者名： 所在地： 出荷量：			
	事業者名： 所在地： 出荷量：			
	事業者名： 所在地： 出荷量：			

令和 年 月 日

乾電池用フレコン納品・使用枚数等報告書

横浜市契約事務受任者

住 所
名 称
代表者職氏名 印

契約件名	乾電池運搬及び再資源化業務委託
------	-----------------

年月日	横浜市への フレコン納品数		フレコン 使用枚数		横浜市の フレコン残数		備考
			フレコン		フレコン		
繰り越し							
合計	0	0	0	0	0	0	

令和 年 月 日現在 預かり数	袋	本
-----------------	---	---

委託業務 履行完了部分検査申請書

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所

受託者

氏 名

印

次のとおり、廃棄物処理委託契約約款の規定により、委託業務の履行済部分の検査を申請します。

委託業務名	乾電池運搬及び再資源化業務委託
履行場所	横浜市資源循環局神明台処分地内乾電池保管倉庫 (横浜市泉区池の谷 3949 番地) ほか
契約期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
履行完了部分	令和 年 月分

搬出日 令和 年 月 日 ()

会社名 _____

車両番号 _____

施設確認印

(積載時計量伝票貼付)

(空車時計量伝票貼付)

積載重量	①	kg
空車重量	②	kg
フレコン袋数	③	袋
正味重量(容器含む)	A(①-②)	kg
フレコン袋総重量	B(③) × 2kg	kg
乾電池正味重量	A-B	kg

※業務課資源化係へ送付してください。

搬出日 令和 年 月 日 ()

会社名 _____

車両番号 _____

施設確認印

(積載時計量伝票貼付)

(空車時計量伝票貼付)

積載重量	①	kg
空車重量	②	kg
フレコン袋数	③	袋
正味重量(容器含む)	A(①-②)	kg
フレコン袋総重量	B(③) × 2kg	kg
乾電池正味重量	A-B	kg

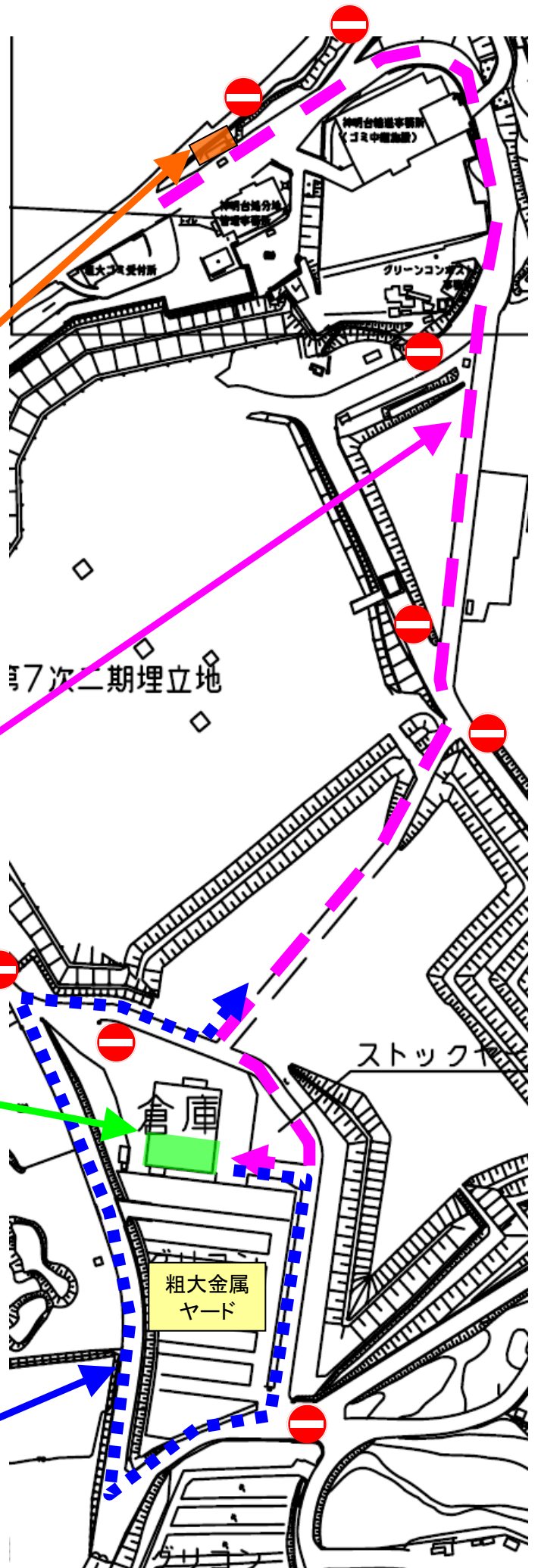
神明台処分地内経路図

神明台処分地計量棟

搬入経路

乾電池保管倉庫

搬出経路



神明台処分地 通行ルートについてのお願い

◎神明台処分地へは 県道 鴨居・上飯田線から搬入路を利用してください。

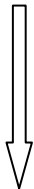
🚫 処分地搬入者進入禁止



事故における対応について(委託業者)

<大まかな流れ>

事故発生



事故状況の把握



連絡体制の維持



当日の報告

<具体的取組事項>

- 業務従事者は、速やかに現場責任者に報告する。
- 現場責任者は、事故の規模に関わらず、業務課へ即時に報告する。その後は、どんなに小さなことでも、新しい情報が入り次第、すぐに報告を入れ、連絡を密にしておく。

- 事故の状況のうち、知り得る範囲の情報を逐一把握、報告する。
(電話連絡を行うこと)

<把握したい内容>

- ・発生日時・場所
- ・人身、物損の別
- ・発生原因の概要
- ・相手方の名前、年齢(生年月日)、職業、住所、電話番号、怪我の状況、車両・構造物の破損状況など
- ・当方の運転手の名前、年齢(生年月日)、車番、怪我の状況、車両・構造物の破損状況など
- ・搬送された病院、付添い人
- ・警察関係→事情聴取
- ・現場の対応→警察、病院、現場の状況
- ・当日の作業への影響など
- ・現場写真

○連絡体制の維持

- ・現場対応者から、被害状況など最新の状況を連絡する体制を維持する。
- ・病院での診断結果、相手方の家族との話など

- 本日の事故状況、被害状況、明日以降の作業への影響など、業務課に連絡し、調整する。
- ・業務課に電話で連絡したこと、その日の最終的な状況 等を取りまとめ、事故の状況をその日のうちに業務課 に書面で報告する(持込、Eメール、FAX可)。

※上記の当日の報告とは別に、後日、「事故報告書」を業務課に提出すること。本市が指示する場合には、「事故指導報告書」等の書類を提出し、再発防止の策を講じること。

事故報告書

委託件名 _____

業者名 _____

事故発生日時	年 月 日			曜日	時 分頃	天候
事故発生場所 (住所等)						
当 方				相 手 方		
運転手 又は 当事者	(氏名)	歳	運転手 又は 当事者	(氏名)	歳	
同乗し ていた 職 員	(氏名)	歳	(会社名)	所在地	電話番号	
車 両 番 号			車両番号	車種		
被 害 程 度 (破損状況 怪我状況)			被 害 程 度 (破損状況 怪我状況)			
立 会 従業員			立 会 警察官			
処理及び その後の 交渉経過						
指導及び 職場への 周知等						